

役員等への手当に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下当センター）の用務に従事した際に支給する手当に関して、必要な事項を定めるものである。

(対象)

第2条 当センターは、理事、監事、部長、部員（以下、本規程において「役員等」という。）が、次に掲げる会合に出席した場合において、次条に定める基準の範囲内で手当を支払う。

- (1) テレビ会議システムにより開催された理事会、部会及び委員会
- (2) その他当センターが業務遂行上必要と認めた会合

(基準手当額)

第3条 役員等に支給する手当の上限は、1回あたり1,113円(源泉徴収税含む)とする。

(会計処理)

第4条 手当支給の勘定科目は会議費とする。

- 2 当センターが第2条に基づき役員等に手当を支給したときは、別紙に定める受取書を作成し、受取人に交付する。受取人は当該受取書に受領印を押印し、会議運営責任者に交付しなければならない。

(委任)

第5条 本規程で定められていない事項およびこの規程の施行に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(規定の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(附則) 本規程は令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日に遡って適用する。